

宇治市個人情報保護条例

平成19年3月30日

条例第2号

平成10年10月12日条例第29号(制定)

目次

- 第1章 総則(第1条 第4条)
- 第2章 実施機関における個人情報の取扱い(第5条 第13条)
- 第3章 開示、訂正及び利用停止の請求
 - 第1節 開示の請求(第14条 第25条)
 - 第2節 訂正の請求(第26条 第31条)
 - 第3節 利用停止の請求(第32条 第36条)
- 第4章 是正の申出(第37条 第39条)
- 第5章 審査請求等
 - 第1節 諮問等(第40条 第42条)
 - 第2節 審議会の設置(第43条)
 - 第3節 審議会の調査及び審議の手続(第44条 第49条)
- 第6章 不正な複製の禁止等(第50条 第55条)
- 第7章 事業者における個人情報の取扱い(第56条 第62条)
- 第8章 雑則(第63条 第68条)
- 第9章 罰則(第69条 第74条)

附則

- 第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、個人情報の取扱いに関する基本的な事項を定め、個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。
- (2) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第2条第8項に規定する特定

個人情報という。

- (3) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項(これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。)の規定により記録された特定個人情報をいう。
- (4) 実施機関 市長(公営企業の管理者の権限を行う市長を含む。)、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。
- (5) 本人 個人情報によつて識別される特定の個人をいう。
- (6) 公文書 実施機関の職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員をいい、市立小学校及び中学校の市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条に規定する職員を含む。以下同じ。)が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真(これらを撮影したマイクロフィルムを含む。以下同じ。)及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)であつて、実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数のものに販売することを目的として発行されるものを除く。
- (7) 事業者 法人(国及び地方公共団体を除く。)その他の団体及び事業を営む個人をいう。

(実施機関の責務)

第3条 実施機関は、個人の権利利益の保護を図るため、個人情報の保護及び個人情報の慎重な取扱いに必要な施策を講じ、これを実施する責務を有する。

(市民の責務)

第4条 市民は、個人情報の保護の重要性を認識し、自己の個人情報の適切な管理に努めるとともに、他人の個人情報の取扱いに当たっては、他人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

第2章 実施機関における個人情報の取扱い

(収集の制限)

第5条 実施機関は、個人情報を収集しようとするときは、その所掌事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的を特定しなければならない。

2 実施機関は、個人情報を収集しようとするときは、適正かつ公正な手段により、前項の規定により特定された利用の目的(以下「利用目的」という。)を達成するために必要最小限の範囲内で行わなければならない。

3 実施機関は、思想、信条及び信教に関する個人情報、病歴、遺伝に関する情報その他

身体的特質に関する個人情報並びに人種、民族その他社会的差別の原因となるおそれがある個人情報を収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令又は他の条例(以下「法令等」という。)に基づくとき。
 - (2) 人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、個人情報を取り扱う事務(以下「個人情報取扱事務」という。)の性質上当該個人情報が欠くことができないものであると認められるとき。
- 4 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
- (1) 法令等に基づくとき。
 - (2) 本人の同意があるとき。
 - (3) 出版、報道等により公にされているものから収集することが正当であると認められるとき。
 - (4) 人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、本人以外のものから収集することが事務の遂行上やむを得ない場合又は本人以外のものから収集することについて相当の理由がある場合であつて、当該収集によつて本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。
- 5 実施機関は、前項第4号に規定する場合において、本人以外のものから個人情報を収集したときは、速やかに、その旨を本人に通知するものとする。
- 6 実施機関は、第3項第3号又は第4項第5号に規定する場合において、個人情報を収集しようとするときは、あらかじめ、第43条第1項の規定により設置された宇治市個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴かなければならない。

(利用目的の明示)

第6条 実施機関は、本人から直接書面(電磁的記録を含む。)に記録された当該本人の個人情報を収集するときは、次の各号に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、利用目的を明示しなければならない。

- (1) 人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急の必要があるとき。
- (2) 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。
- (3) 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)、地方公共団体又は地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(4) 収集の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

(利用の制限)

第7条 実施機関は、利用目的以外の目的のために個人情報(特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)を利用してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令等に基づくとき。

(2) 本人の同意があるとき。

(3) 出版、報道等により公にされているものを利用することが正当であると認められるとき。

(4) 人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、個人情報を利用することが事務の遂行上やむを得ない場合又は個人情報を利用することについて相当の理由がある場合であつて、当該利用によつて本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。

2 実施機関は、前項第4号に規定する場合において、個人情報を利用したときは、速やかに、その旨を本人に通知するものとする。

3 実施機関は、第1項第5号に規定する場合において、個人情報を利用しようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

第7条の2 実施機関は、利用目的以外の目的のために特定個人情報を利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、利用目的以外の目的のために特定個人情報(情報提供等記録を除く。以下この項において同じ。)を利用することができる。ただし、特定個人情報を利用目的以外の目的のために利用することによつて、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(提供の制限)

第8条 実施機関は、個人情報(特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)を当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令等に基づくとき。

(2) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

(3) 出版、報道等により公にされているものを提供することが正当であると認められるとき。

(4) 人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、個人情報を提供することが事務の遂行上やむを得ない場合又は個人情報を提供することについて、相当の理由がある場合であつて、当該提供によつて本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。

- 2 実施機関は、前項第4号に規定する場合において、個人情報を当該実施機関以外のものに提供したときは、速やかに、その旨を本人に通知するものとする。
- 3 実施機関は、第1項第5号に規定する場合において、個人情報を当該実施機関以外のものに提供しようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

第8条の2 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を当該実施機関以外のものに提供してはならない。

(提供を受けるものに対する措置要求等)

第8条の3 実施機関は、必要があると認めるときは、個人情報(情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。)の提供を受けるものに対し、当該個人情報の利用目的、利用方法等に係る制限を付し、又はその適切な取扱いを確保するための措置を講ずることを求めなければならない。

- 2 実施機関は、前項の措置を講じた場合において、提供した個人情報の取扱いにより当該個人の権利利益を侵害したことが明らかに認められるときは、当該提供先に対して必要な措置を講ずることができる。

(電子計算機の結合の制限)

第9条 実施機関は、電子計算機の結合(通信回線を用いて実施機関が管理する電子計算機と実施機関以外のものが管理する電子計算機を結合し、実施機関の管理する個人情報を実施機関以外のものが随時入手し得る状態にする方法をいう。)により個人情報を提供してはならない。ただし、法令等に基づくとき、又は実施機関が、審議会の意見を聴いた上で、公益上必要があり、かつ、個人情報の保護に関し必要な措置が講じられていると認めるときは、この限りでない。

(正確性及び安全性の確保)

第10条 実施機関は、当該実施機関が取り扱う個人情報を、常に正確な状態に保つとともに、個人情報の漏えい、き損、滅失等の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- 2 実施機関は、保有する必要がなくなつた個人情報を、適正かつ確実な方法により廃棄し、又は消去しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、実施機関は、歴史的資料として保有する必要がある個人情

報については、例外的に保有することができる。ただし、この場合においても個人の権利利益が侵害されないよう、個人情報の取扱いには十分配慮しなければならない。

- 4 実施機関は、適正な個人情報の管理及び取扱いの体制並びに安全対策を進めるための体制を整備しなければならない。

(委託等に伴う措置)

第11条 実施機関は、実施機関以外のものに委託する事務事業(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下この条において「指定管理者」という。)が行う同法第244条第1項に規定する公の施設(以下この条において「公の施設」という。)の管理の業務を含む。以下この条において同じ。)に個人情報の取扱いが生ずる場合には、個人情報の保護に関し、必要な措置を講じなければならない。

- 2 前項に規定する場合において、実施機関は、当該委託契約(指定管理者が行う公の施設の管理の業務に関する協定を含む。)において、委託を受けたもの(指定管理者を含む。以下この条において「受託者」という。)が講ずるべき個人情報の漏えい、き損、滅失等の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を明らかにしなければならない。

- 3 受託者は、受託した事務事業の範囲内において、個人情報の適切な管理に必要な措置を講じなければならない。

- 4 実施機関は、受託者が受託した事務事業の範囲内における個人情報の取扱いにより当該個人の権利利益を侵害したことが明らかに認められる場合において、当該受託者に対して必要な措置を講ずることができる。

- 5 受託者若しくは受託者であつた者又は受託した事務事業に従事している者若しくは従事していた者は、その事務事業に関して知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(職員の責務)

第12条 実施機関の職員又は職員であつた者は、職務上知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(個人情報取扱事務の登録等)

第13条 実施機関は、個人情報取扱事務を開始しようとするときは、あらかじめ、次の各号に掲げる事項を個人情報取扱事務登録簿に登録しなければならない。

- (1) 個人情報取扱事務の名称及び概要
- (2) 個人情報の利用目的
- (3) 個人情報の収集先、利用先又は提供先
- (4) 個人情報の種類等

- (5) 個人情報の対象者の範囲
 - (6) 個人情報の処理方法
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項
- 2 実施機関は、前項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、個人情報取扱事務登録簿に当該事項についての変更の登録をしなければならない。
 - 3 実施機関は、個人情報取扱事務を廃止したときは、遅滞なく、当該個人情報取扱事務に係る登録を個人情報取扱事務登録簿から抹消しなければならない。
 - 4 実施機関は、前3項に規定する場合において、あらかじめ、審議会の意見を聴くことができる。
 - 5 実施機関は、個人情報取扱事務登録簿を、一般の閲覧に供しなければならない。
 - 6 前各項の規定は、実施機関の職員又は職員であつた者に係る人事、給与及び福利厚生に関する個人情報については、適用しない。

第3章 開示、訂正及び利用停止の請求

第1節 開示の請求

(開示請求)

- 第14条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、公文書に記録されている自己の個人情報の開示を請求することができる。
- 2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人(特定個人情報の開示を請求する場合にあつては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人。以下次条及び第17条において「代理人」という。)は、本人に代わつて、前項の規定による請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。

(個人情報の開示義務)

- 第15条 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る個人情報に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)に対し、当該個人情報を開示しなければならない。
- (1) 開示請求をした本人の代理人に対して開示することにより、当該本人の権利利益を害するおそれがある情報
 - (2) 開示請求者(前条第2項の規定により代理人が本人に代わつて開示請求をする場合にあつては、当該本人。第4号及び第22条において同じ。)以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)のうち通常他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるもの又は特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、な

お個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 開示請求者の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(3) 開示することにより、人の生命、身体、財産等の保護又は犯罪の予防、犯罪の捜査その他市民生活の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報

(4) 法人(本市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人(以下「本市等」という。)を除く。)その他の団体(以下「法人等」という。)に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、開示することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争その他事業活動上の正当な利益を明らかに害すると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 開示請求者の生命、身体又は健康を、当該法人等又は当該事業を営む個人の事業活動によつて生ずる危害から保護するため、開示することが必要であると認められる情報

イ 開示請求者の生活を、当該法人等又は当該事業を営む個人の違法又は著しく不当な事業活動によつて生ずる支障から保護するため、開示することが必要であると認められる情報

(5) 法令等の規定により開示することができないとされている情報又は法律若しくはこれに基づく政令に基づき国の行政機関等から開示してはならない旨の個別的かつ具体的な指示(地方自治法第245条第1号へに掲げる指示その他これに類する行為をいう。)がある情報

(6) 実施機関の内部、実施機関の相互の間又は本市と国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人との間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、開示することにより、公正な意思形成に著しい支障が生ずるおそれがあるもの

(7) 本市等が行う事務事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務事業の性質上、当該事務事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確

な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、本市等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 本市若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

カ 評価、診断、判断、選考、指導、相談その他これらに類する事務に関し、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれ

(部分開示)

第16条 実施機関は、開示請求に係る個人情報の一部に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報が含まれている部分とそれ以外の部分とが容易に、かつ、開示請求の趣旨を損なわない程度に分離することができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

(開示請求の手續)

第17条 開示請求をしようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書(以下「開示請求書」という。)を実施機関に提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所

(2) 開示請求に係る個人情報を特定するために必要な事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 開示請求をしようとする者は、自己が当該開示請求に係る本人又はその代理人であることを証明するために必要な資料で実施機関が定めるものを実施機関に提出し、又は提示しなければならない。

3 実施機関は、開示請求をしようとする者に対し、当該開示請求に係る個人情報の特定に必要な情報を提供しよう努めなければならない。

4 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供しよう努めなければならない。

(個人情報の存否に関する情報)

第18条 開示請求に対し、当該開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する決定等)

第19条 実施機関は、開示請求に係る個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定(以下「開示決定」という。)をし、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に関し実施機関が定める事項を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、開示請求に係る個人情報の全部を開示しないとき(前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る個人情報が存在しないときを含む。)は、開示をしない旨の決定(以下「不開示決定」という。)をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、第1項に規定する個人情報の一部を開示する旨の決定又は不開示決定をした旨の通知をするときは、当該通知にその理由を付記しなければならない。この場合において、当該理由が消滅する期日をあらかじめ明示することができるときは、当該通知に当該期日を付記しなければならない。

(開示決定等の期限)

第20条 開示決定及び不開示決定(以下「開示決定等」という。)は、開示請求があつた日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、第17条第4項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を、開示請求があつた日から起算して60日(第17条第4項の規定により補正を求めた場合にあつては、60日に当該補正に要した日数を加えた日数。次条第1項において同じ。)を限度として延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

3 第1項に規定する期間(前項の規定により当該期間の延長がなされた場合にあつては、当該延長後の期間)内に実施機関が開示決定等をしないときは、開示請求者は、不開示決定があつたものとみなすことができる。

(開示決定等の期限の特例)

第21条 開示請求に係る個人情報が著しく大量であるため、開示請求があつた日から60日以内にそのすべてについて開示決定等をするにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次の各号に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この項の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの個人情報について開示決定等をする期限

- 2 実施機関は、前項の規定を適用しようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。
- 3 開示請求者に対し、第1項後段の規定による通知をした場合には、当該通知に係る個人情報については、前条第3項の規定は、適用しない。
- 4 第1項第2号に規定する期限までに、実施機関が同号に規定する残りの個人情報について開示決定等をしないときは、開示請求者は、当該残りの個人情報について不開示決定があつたものとみなすことができる。

(第三者の意見書提出の機会の付与等)

第22条 開示請求に係る個人情報に本市等及び開示請求者以外のもの(以下この条、第41条及び第42条において「第三者」という。)に関する情報が含まれているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たつて、当該情報に係る第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

- 2 実施機関は、第三者に関する情報が含まれている個人情報を開示しようとする場合であつて、当該情報が第15条第2号イ又は第4号ア若しくはイに規定する情報に該当すると認められるときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。
- 3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書(以下「反対意見書」という。)を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該反対意見書を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の方法)

第23条 実施機関は、開示決定をしたときは、速やかに(前条第3項に規定する場合にあつては、同項に規定する開示を実施する日に)、開示請求者に対し、当該開示決定に係る個人情報を開示しなければならない。

- 2 個人情報の開示は、次の各号に掲げる公文書の区分に応じ、当該各号に定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による個人情報の開示にあつては、実施機関は、当該公文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

(1) 文書、図画及び写真 閲覧又は写しの交付

(2) 電磁的記録 その種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が定める方法

3 第17条第2項の規定は、前項の規定により個人情報の開示を受ける者について準用する。

(費用の負担)

第24条 前条第2項の規定により公文書の写しの交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(簡易開示等の特例)

第25条 実施機関があらかじめ定めた個人情報について本人が開示請求をしようとするときは、第17条第1項の規定にかかわらず、口頭により行うことができる。

2 前項の開示請求をしようとする者は、第17条第2項の規定にかかわらず、自己が当該開示請求に係る本人であることを証明するために必要な資料で実施機関が定めるものを実施機関に提示しなければならない。

3 実施機関は、第1項の開示請求があつたときは、第20条及び第23条第1項の規定にかかわらず、直ちに開示しなければならない。この場合において、個人情報の開示の方法は、第23条第2項の規定にかかわらず、実施機関が定めるところによる。

第2節 訂正の請求

(訂正請求)

第26条 何人も、実施機関に対し、公文書に記録されている自己の個人情報について、事実に関する誤りがあると認めるときは、その訂正(追加又は削除を含む。以下同じ。)を請求することができる。

2 第14条第2項の規定は、前項の規定による請求(以下「訂正請求」という。)について準用する。

(訂正請求の手続)

第27条 訂正請求をしようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書(以下「訂正請求書」という。)を実施機関に提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所

(2) 訂正請求に係る個人情報を特定するために必要な事項

(3) 訂正を求める箇所及び訂正の内容

(4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 訂正請求をしようとする者は、訂正を求める内容が事実と合致することを証するものを実施機関に提出し、又は提示しなければならない。

3 第17条第2項の規定は、訂正請求をしようとする者について準用する。

- 4 実施機関は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者(以下「訂正請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、訂正請求者に対し、補正の参考となる情報を提供しよう努めなければならない。

(個人情報の訂正義務)

第28条 実施機関は、訂正請求があつた場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る利用目的の達成に必要な範囲内で、当該個人情報の訂正をしなければならない。

(訂正請求に対する決定等)

第29条 実施機関は、訂正請求に係る個人情報の全部又は一部の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

- 2 実施機関は、訂正請求に係る個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。
- 3 実施機関は、第1項に規定する個人情報の一部の訂正をする旨又は前項に規定する個人情報の訂正をしない旨の通知をするときは、当該通知にその理由を付記しなければならない。

(訂正決定等の期限)

第30条 前条第1項及び第2項に規定する決定(以下「訂正決定等」という。)は、訂正請求があつた日から起算して30日以内にならなければならない。ただし、第27条第4項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を、訂正請求があつた日から起算して60日(第27条第4項の規定により補正を求めた場合にあつては、60日に当該補正に要した日数を加えた日数)を限度として延長することができる。この場合において、実施機関は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。
- 3 第1項に規定する期間(前項の規定により当該期間の延長がなされた場合にあつては、当該延長後の期間)内に実施機関が訂正決定等をしないときは、訂正請求者は、前条第2項に規定する決定があつたものとみなすことができる。

(個人情報の提供先への通知)

第31条 実施機関は、第29条第1項に規定する決定に基づく個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該個人情報の提供先(情報提供等記録にあつては、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又

は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者(当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。))に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知しなければならない。

第3節 利用停止の請求

(利用停止請求)

第32条 何人も、公文書に記録されている自己の個人情報(情報提供等記録を除く。以下この項において同じ。)について、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。

- (1) 第5条第1項から第4項までの規定に違反して収集されたもの、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されたもの又は番号法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。以下同じ。)に記録されたものであるとき 当該個人情報の消去
 - (2) 第7条第1項若しくは第7条の2の規定に違反して利用され、又は番号法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに記録されているとき 当該個人情報の利用の停止
 - (3) 第8条第1項又は第8条の2の規定に違反して提供されているとき 当該個人情報の提供の停止
- 2 第14条第2項の規定は、前項各号に掲げる措置(以下「利用停止」という。)の請求(以下「利用停止請求」という。)について準用する。

(利用停止請求の手續)

第33条 利用停止請求をしようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書(以下「利用停止請求書」という。)を実施機関に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所
 - (2) 利用停止請求に係る個人情報を特定するために必要な事項
 - (3) 請求する利用停止の内容及びその理由
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項
- 2 第17条第2項の規定は、利用停止請求をしようとする者について準用する。
- 3 実施機関は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者(以下「利用停止請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、利用停止請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(利用停止義務)

第34条 実施機関は、利用停止請求があつた場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る個人情報の利用停止をしなければならない。

(利用停止請求に対する決定等)

第35条 実施機関は、利用停止請求に係る個人情報の全部又は一部の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、利用停止請求に係る個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、第1項に規定する個人情報の一部の利用停止をする旨又は前項に規定する個人情報の利用停止をしない旨の通知をするときは、当該通知にその理由を付記しなければならない。

(利用停止決定等の期限)

第36条 前条第1項及び第2項に規定する決定(以下「利用停止決定等」という。)は、利用停止請求があつた日から起算して30日以内にしなければならない。ただし、第33条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を、利用停止請求があつた日から起算して60日(第33条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、60日に当該補正に要した日数を加えた日数)を限度として延長することができる。この場合において、実施機関は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

3 第1項に規定する期間(前項の規定により当該期間の延長がなされた場合にあつては、当該延長後の期間)内に実施機関が利用停止決定等をしないときは、利用停止請求者は、前条第2項に規定する決定があつたものとみなすことができる。

第4章 是正の申出

(是正の申出)

第37条 何人も、実施機関に対し、公文書に記録されている自己の個人情報の取扱いが、この条例の趣旨に違反して不適正であると認めるときは、その取扱いの是正を申し出ることができる。

2 第14条第2項の規定は、前項の規定による申出(以下「是正の申出」という。)について準用する。

(是正の申出の方法)

第38条 是正の申出をしようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申出書を実施機関に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所
- (2) 是正の申出に係る個人情報の取扱いを特定するために必要な事項
- (3) 是正の申出に係る個人情報の取扱いの内容及び是正を求める内容
- (4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 第17条第2項の規定は、是正の申出をしようとする者について準用する。

(是正の申出に対する措置等)

第39条 実施機関は、是正の申出があつたときは、速やかに、必要な調査を行い、当該是正の申出に対する処理を行い、その内容(当該是正の申出の趣旨に沿つた処理を行わない場合にあつては、その理由を含む。)を当該是正の申出をした者に対し、書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、前項に規定する場合において、必要があると認めるときは、審議会の意見を聴くことができる。

3 実施機関は、是正の申出に対する処理を行つたときは、審議会に報告しなければならない。

第5章 審査請求等

第1節 諮問等

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第40条 開示決定等(第20条第3項又は第21条第4項の規定により不開示決定があつたものとみなされる場合を含む。以下同じ。)、訂正決定等(第30条第3項の規定により決定があつたものとみなされる場合を含む。以下同じ。)、利用停止決定等(第36条第3項の規定により決定があつたものとみなされる場合を含む。以下同じ。)又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号。以下「法」という。)第9条第1項本文の規定は、適用しない。

(審議会への諮問等)

第41条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があつたときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、審議会に諮問しなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の全部を開示する

こととする場合(当該個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。)

- (3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の訂正をすることとする場合
 - (4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の利用停止をすることとする場合
- 2 前項の規定による諮問(以下「諮問」という。)をした実施機関(以下「諮問実施機関」という。)は、次の各号に掲げる者に対し、当該諮問をした旨を通知しなければならない。
- (1) 審査請求人及び参加人(法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。)
 - (2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者(これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)
 - (3) 当該審査請求に係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)
- 3 実施機関は、諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重し、第1項に規定する審査請求に対する裁決をしなければならない。

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)

第42条 第22条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る開示決定等(開示請求に係る個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。)を変更し、当該開示決定等に係る個人情報を開示する旨の裁決(第三者である参加人が当該個人情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)

第2節 審議会の設置

(審議会の設置)

第43条 次の各号に掲げる事項を担当させるため、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、附属機関として、審議会を設置する。

- (1) 諮問に応じ、審査請求について調査及び審議を行うこと。
- (2) 番号法第27条第1項に規定する特定個人情報保護評価について意見を述べること。
- (3) 前号に掲げるもののほか、この条例の規定により意見を述べ、又は報告を受けること。

- 2 前項に定めるもののほか、審議会は、個人情報保護の制度の運営に関する事項について、実施機関に建議することができる。
- 3 審議会は、諮問があつた日から起算して90日以内に答申をするよう努めなければならない。

- 4 審議会は、委員8人以内をもつて組織する。
- 5 委員は、知識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。
- 6 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 委員は、再任されることができる。
- 8 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 9 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第3節 審議会の調査及び審議の手続

(審議会の調査権限)

- 第44条 審議会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る個人情報記録されている公文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審議会に対し、その提示された公文書に記録されている個人情報の開示を求められない。
- 2 諮問実施機関は、審議会から前項の規定による求めがあつたときは、これを拒んではならない。
 - 3 審議会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、第1項の公文書に記録されている情報の内容を審議会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審議会に提出するよう求めることができる。
 - 4 第1項及び前項に定めるもののほか、審議会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問実施機関(以下「審査請求人等」という。)に意見書又は資料の提出を求め、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

- 第45条 審議会は、審査請求人等から申立てがあつたときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審議会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審議会の許諾を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(意見書等の提出)

- 第46条 審査請求人等は、審議会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審議会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(提出資料の写しの送付等)

第47条 審議会は、第44条第3項若しくは第4項又は前条の規定による意見書又は資料の提出があつたときは、当該意見書又は資料の写し(電磁的記録にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査請求人等は、審議会に対し、審議会に提出された意見書又は資料の閲覧(電磁的記録にあつては、記録された事項を審議会が定める方法により表示したものの閲覧)を求めることができる。この場合において、審議会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

3 審議会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審議会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 審議会は、第2項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

(調査及び審議の手續の非公開)

第48条 審議会が諮問に応じて行う調査及び審議の手續は、公開しない。

(答申書の送付等)

第49条 審議会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、当該答申の内容を公表するものとする。

第6章 不正な複製の禁止等

(不正な複製等の禁止)

第50条 何人も、正当な理由がなければ、公文書(実施機関の意思に反して、当該実施機関の保有を離れたものを含む。以下この条及び次条において同じ。)に記録された個人情報の全部又は一部を機器による印刷、写真、複写、録音、録画その他の方法により他の記録媒体に複製してはならない。

2 何人も、正当な理由がなければ、前項の規定に違反して記録媒体に複製された個人情報の全部又は一部を同項に掲げる方法により当該記録媒体以外の記録媒体に複製してはならない。以後の段階にわたる複製についても、同様とする。

3 何人も、正当な理由がなければ、個人情報が記録された公文書又は前2項の規定に違反して個人情報の全部又は一部が複製された記録媒体(以下「不正記録媒体」という。)を譲り受け、借り受け、所持し、譲り渡し、又は貸し渡してはならない。

(中止命令等)

第51条 市長は、前条第1項から第3項までの規定に違反する行為をしている者に対し、当該行為の中止を命ずることができる。

- 2 市長は、前条第3項の規定に違反して公文書又は不正記録媒体を所持している者に対し、当該公文書若しくは不正記録媒体の提出を命じ、又は当該不正記録媒体に複製された個人情報その他の必要な措置を講ずることを命ずることができる。
- 3 市長は、前条第3項の規定に違反して公文書又は不正記録媒体を譲り渡し、又は貸し渡した者に対し、当該公文書又は不正記録媒体の回収及び提出を命ずることができる。

(報告の聴取及び立入検査)

第52条 市長は、前条第1項から第3項までの規定による命令に関し必要があると認めるときは、その必要と認められる範囲内において、第50条第1項から第3項までの規定に違反していると認めるに足りる相当の理由がある者に対し、必要な事項に関し報告を求め、又は市長が指定する者に、同条第1項から第3項までの規定に違反していると認めるに足りる相当の理由がある者の建物に立ち入らせ、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 前項の規定による立入検査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(審議会に対する意見の聴取)

第53条 市長は、第51条第1項から第3項までの規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

- 2 市長は、前条第1項の規定による報告を求め、又は立入検査をさせようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、市長は、急を要するため審議会の意見を聴く時間的余裕がないことが明らかであると認めるときは、その手続を省略することができる。この場合においては、事後速やかに、審議会に報告し、その意見を聴かなければならない。
- 4 市長は、審議会が前3項の規定により述べた意見を尊重しなければならない。

(中止命令等の公表)

第54条 市長は、第51条第1項から第3項までの規定による命令をしたときは、これを公表しなければならない。

(適用の制限)

第55条 この章の規定の適用に当たっては、表現の自由、学問の自由、信教の自由、政治

活動の自由等を妨げてはならない。

第7章 事業者における個人情報の取扱い

(事業者の責務)

第56条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講ずるとともに、個人情報の保護に関する本市の施策に協力しなければならない。

2 事業者は、次の各号に掲げる個人情報については、個人の権利利益を侵害することのないよう特に慎重に取り扱わなければならない。

- (1) 思想、信条及び信教に関する個人情報
- (2) 病歴、遺伝に関する情報その他身体的特質に関する個人情報
- (3) 人種、民族その他社会的差別の原因となるおそれがある個人情報

(事業者の自主的措置のための指導、助言等)

第57条 市長は、事業者が自主的に個人情報の保護のための適切な措置を講ずるよう、事業者に対し、指導、助言等の必要な措置を講ずることができる。

2 市長は、審議会の意見を聴いた上で、事業者が個人情報を取り扱う際に準拠すべき指針を作成し、かつ、これを公表することができる。

(説明又は資料の提出の要求)

第58条 市長は、事業者が個人情報を不適正に取り扱っている疑いがあると認めるときは、当該事業者に対し、事実を明らかにするために必要な限度において、説明又は資料の提出を求めることができる。

(勧告)

第59条 市長は、事業者が個人情報を著しく不適正に取り扱っていると認めるときは、審議会の意見を聴いた上で、当該事業者に対し、その取扱いを是正するよう勧告することができる。

(事実の公表)

第60条 市長は、事業者が、第58条の規定による求めに正当な理由がなく応じないとき、又は前条の規定による勧告に従わなかつたときは、審議会の意見を聴いた上で、その事実を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該事業者に、あらかじめ、その旨を通知し、その者又はその代理人の出席を求め、釈明及び資料の提出の機会を与えるため、意見の聴取を行わなければならない。

(苦情相談の処理)

第61条 市長は、事業者における個人情報の取扱いについて苦情相談があつたときは、迅速かつ適切にこれを処理するよう努めなければならない。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第62条 市長は、事業者における個人情報の取扱いに関し、必要があると認めるときは、国及び他の地方公共団体に協力を要請し、又は国及び他の地方公共団体からの協力の要請に応じなければならない。

第8章 雑則

(区域外適用)

第63条 第3章、第4章、第6章及び次章の規定は、本市の区域外にある者に対しても、適用する。

(苦情の処理)

第64条 実施機関は、当該実施機関における個人情報の取扱いに関して苦情の申出があつたときは、迅速かつ適切にこれを処理するよう努めなければならない。

(適用除外)

第65条 この条例は、次の各号に掲げる個人情報については、適用しない。

- (1) 統計法(平成19年法律第53号)第2条第6項に規定する基幹統計調査及び同条第7項に規定する一般統計調査に係る調査票情報(同条第11項に規定する調査票情報をいう。次号において同じ。)に含まれる個人情報その他の同法第52条第1項に規定する個人情報
 - (2) 統計法第24条第1項の規定により総務大臣に届け出られた統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報
- 2 この条例は、図書館等の施設において一般の利用に供することを目的として管理されている個人情報については、適用しない。
 - 3 第3章第1節の規定は、法令等(宇治市情報公開条例(平成17年宇治市条例第4号)を除く。次項及び第5項において同じ。)の規定により、閲覧、縦覧、視聴又は謄本、抄本等の交付の手續が定められている個人情報(特定個人情報を除く。)については、適用しない。
 - 4 第3章第2節の規定は、法令等の規定により、訂正の手續が定められている個人情報については、適用しない。
 - 5 第3章第3節の規定は、法令等の規定により、利用停止の手續が定められている個人情報については、適用しない。

(運用状況の公表)

第66条 市長は、毎年、この条例の運用状況を取りまとめ、これを公表しなければならない。

(出資法人における個人情報の保護に関する措置)

第67条 本市が資本金その他これに準ずるものを出資している法人で、実施機関が定めるもの(以下この条において「出資法人」という。)は、この条例の趣旨並びに当該出資法人の性格及び業務内容にかんがみ、当該出資法人における個人情報の保護に関し必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 実施機関は、出資法人に対し、前項に規定する必要な措置を講ずるよう指導に努めなければならない。

(委任)

第68条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関における個人情報の保護については当該実施機関が、事業者における個人情報の保護については市長が定める。

第9章 罰則

(罰則)

第69条 実施機関の職員若しくは職員であつた者又は実施機関の職員以外の者で実施機関の個人情報取扱事務に従事しているもの若しくは従事していたものが第50条第1項の規定に違反したときは、2年以下の懲役又は1,000,000円以下の罰金に処する。

2 前項に掲げる者が次の各号のいずれかに該当するときは、1年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。

(1) 第50条第2項又は第3項の規定に違反したとき。

(2) 第51条第1項から第3項までの規定による命令に違反したとき。

第70条 前条第1項に掲げる者以外の者が同項に掲げる行為をしたときは、1年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。

2 前条第1項に掲げる者以外の者が同条第2項各号のいずれかに該当するときは、6月以下の懲役又は300,000円以下の罰金に処する。

第71条 第52条第1項の規定に違反して報告を拒み、若しくは虚偽の報告をし、又は立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、300,000円以下の罰金に処する。

第72条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第73条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画、写真又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。

第74条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく個人情報の開示を受けた者は、50,000円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成19年宇治市規則第45号により平成19年9月1日から施行)

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の宇治市個人情報保護条例(以下「旧条例」という。)第14条の規定によりなされている個人情報の開示の請求は、改正後の宇治市個人情報保護条例(以下「新条例」という。)第14条の規定によりなされた開示請求とみなす。
- 3 この条例の施行の際現に旧条例第21条第1項の規定によりなされている個人情報の訂正、追加及び削除の請求は、新条例第26条第1項の規定によりなされた訂正請求とみなす。
- 4 この条例の施行の際現に旧条例第21条第2項の規定によりなされている個人情報の訂正、追加及び削除の請求は、新条例第32条第1項第1号の規定によりなされた個人情報の消去の請求とみなす。
- 5 この条例の施行の際現に旧条例第21条第3項の規定によりなされている個人情報取扱事務の中止の請求は、新条例第32条第1項第2号又は第3号の規定によりなされた利用停止請求とみなす。
- 6 この条例の施行の際現に旧条例第24条によりなされている是正の申出に係る処理については、なお従前の例による。
- 7 第2項から前項までに規定するもののほか、この条例の施行の日前に旧条例の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、新条例の相当規定に基づきなされた処分、手続その他の行為とみなす。
- 8 旧条例第17条第1項の規定による決定(同条第5項の規定により決定があつたものとみなされる場合を含む。)、旧条例第23条第1項の規定による決定(同条第5項の規定により決定があつたものとみなされる場合を含む。)であつて、この条例の施行の際現に行政不服審査法による不服申立てがなされているもの及びこの条例の施行の際現にその効力についての事件が裁判所に係属しているものについては、旧条例の規定は、なおその効力を有する。

- 9 旧条例第36条第1項の規定により設置された宇治市個人情報保護審議会(以下「旧審議会」という。)は、新条例第43条第1項の規定により設置された審議会(以下「新審議会」という。)となり、同一性をもつて存続する。
- 10 この条例の施行の際現に旧条例第36条第5項の規定により委嘱されている旧審議会の委員は、新条例第43条第5項の規定により新審議会の委員として委嘱されたものとみなす。
- 11 旧審議会の委員であつた者に係るその職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。
- 12 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(宇治市手数料条例の一部改正)
- 13 宇治市手数料条例(平成12年宇治市条例第7号)の一部を次のように改正する。
第6条中「(平成10年宇治市条例第29号)第18条第2項第1号」を「(平成19年宇治市条例第2号)第23条第2項」に改める。

附 則(平成19年条例第30号)

この条例は、平成19年10月1日から施行する。

附 則(平成21年条例第5号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成25年条例第23号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成27年条例第2号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成27年条例第26号)

この条例は、平成27年10月5日から施行する。ただし、第2条の規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 則(平成27年条例第38号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 3 施行日前に第10条の規定による改正前の宇治市情報公開条例及び第11条の規定による

改正前の宇治市個人情報保護条例の規定に基づいてした請求その他の行為は、第10条の規定による改正後の宇治市情報公開条例及び第11条の規定による改正後の宇治市個人情報保護条例の相当規定に基づいてしたものとみなす。

附 則(平成28年条例第10号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
(宇治市個人情報保護条例の一部改正に伴う経過措置)
- 3 改正前の宇治市個人情報保護条例第40条に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等(以下「決定等」と総称する。)についての不服申立てであつて施行日前にされた決定等に係るものについては、なお従前の例による。

附 則(平成29年条例第10号)

この条例は、平成29年5月30日から施行する。